

大田区 不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」についての
取扱いについて（改訂版）

1 実施主体について

実施者が不登校児童・生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 不登校児童・生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- (1) 児童・生徒の人命や人格を尊重した、人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 相談・指導の対象となる児童・生徒に対して、不登校の様々な要因に対応した相談・指導体制が明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなど、当該児童・生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童・生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、学習内容が学習指導要領（下学年対応含む）に準じており、自校の教育課程に照らし適切と認められること。
- (4) 児童・生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童・生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うに当たっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっていること。

5 施設、設備について

各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。

6 学校と施設との関係について

児童・生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童・生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。